

議題Ⅰ 次期大阪市教育振興基本計画について

➤ 教育振興基本計画改訂(案)について

• 改訂(案)の概略	2
• 基本理念・最重要目標	3
• 9つの基本的な方向	4
• 施策の体系	5
• 改訂(案)の概要	8

➤ 教育振興基本計画改訂(案)に掲げる予定の施策のうち、特に方向性の確認が必要な事項について

• 不登校への対応（基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現）	11
• 学力向上事業の再構築（基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上）	15

改訂（案）の概略

	現行大阪市教育振興基本計画	計画改訂（案）
大綱の位置付け	教育振興基本計画	教育振興基本計画
計画期間	令和4年度～令和7年度 (8年間の前期取組)	令和8年度～令和11年度 (8年間の後期取組)
教育基本法第17条第2項に基づく参照	国の第3期教育振興基本計画を参照	国の第4期教育振興基本計画を参照
めざすべき姿	2030年以降の社会を見据える	2040年以降の社会を見据える
構成	第1編 大綱（基本理念・最重要目標） 第2編 施策（具体的な取組）	第1編 大綱（基本理念・最重要目標） 第2編 施策（具体的な取組）
基本理念	3頁参照	3頁参照（現行計画同様）
最重要目標	3つの最重要目標（3頁参照）	3つの最重要目標（3頁参照）
基本的な方向	9つの基本的な方向（4頁参照）	9つの基本的な方向（4頁参照）
施 策	31施策	31施策（検討）

基本理念・最重要目標

(基本理念)

- ・全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします
- ・グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします

最重要目標 1

最重要目標 2

最重要目標 3

安全・安心な教育の推進

未来を切り拓く学力・体力の向上

学びを支える教育環境の充実

9つの基本的な方向

最重要目標1 安全・安心な教育の推進

- (1) 安全・安心な教育環境の実現
- (2) 豊かな心の育成

最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上

- (3) 幼児教育の推進と質の向上
- (4) 誰一人取り残さない学力の向上
- (5) 健やかな体の育成

最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

- (6) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- (7) 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- (8) 生涯学習の支援
- (9) 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

施策の体系

最重要目標Ⅰ 安全・安心な教育の推進

基本的な方向Ⅰ
安全・安心な
教育環境の実現

1-1
いじめへの対応

1-2
不登校への対応

1-3
問題行動への対応

1-4
児童虐待等への対応

1-5
防災・減災教育の推進

1-6
安全教育の推進

基本的な方向2
豊かな心の育成

2-1
道徳教育の推進

2-2
キャリア教育の推進

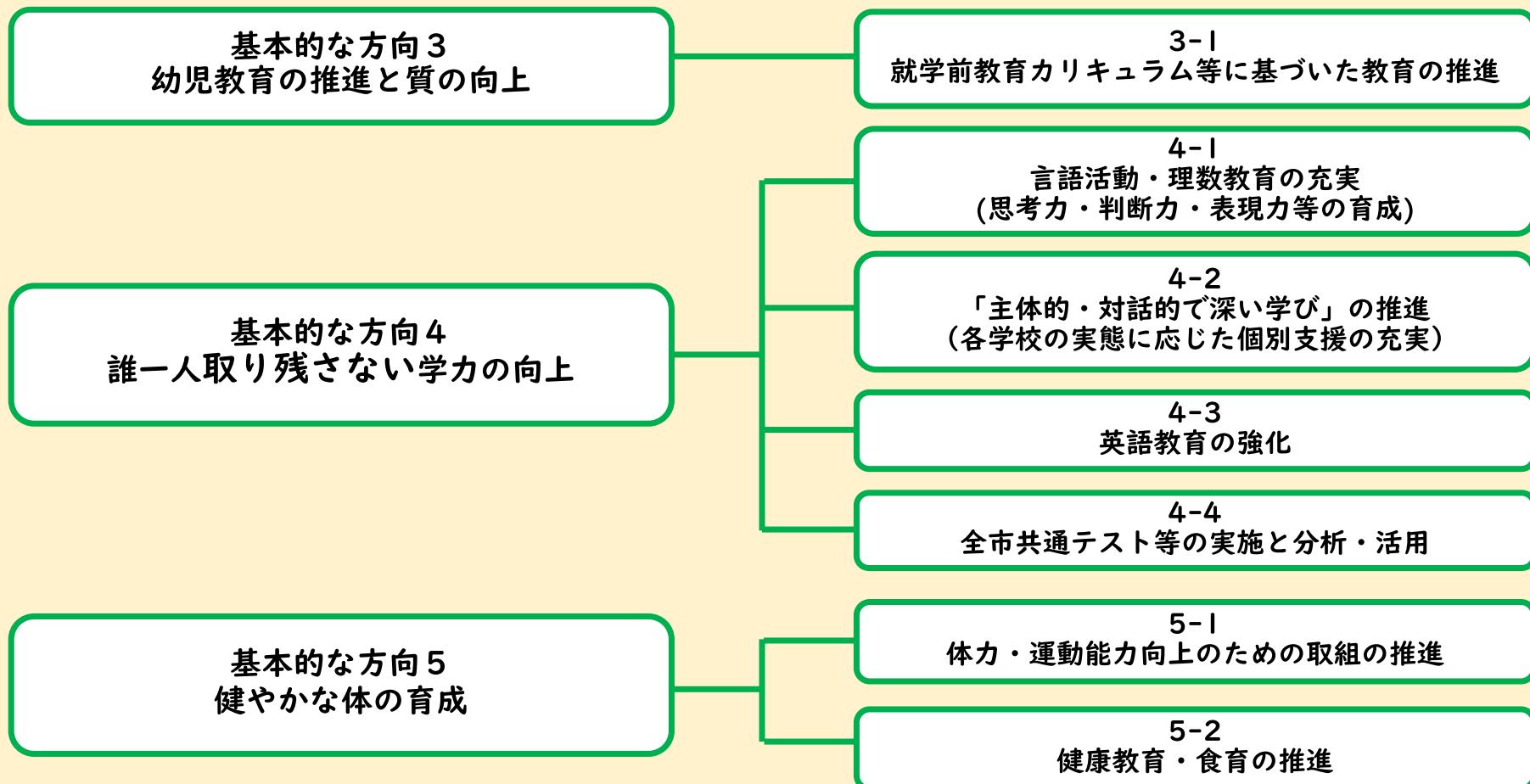
2-3
人権を尊重する
教育の推進

2-4
インクルーシブ
教育の推進

2-5
多文化共生教育の推進

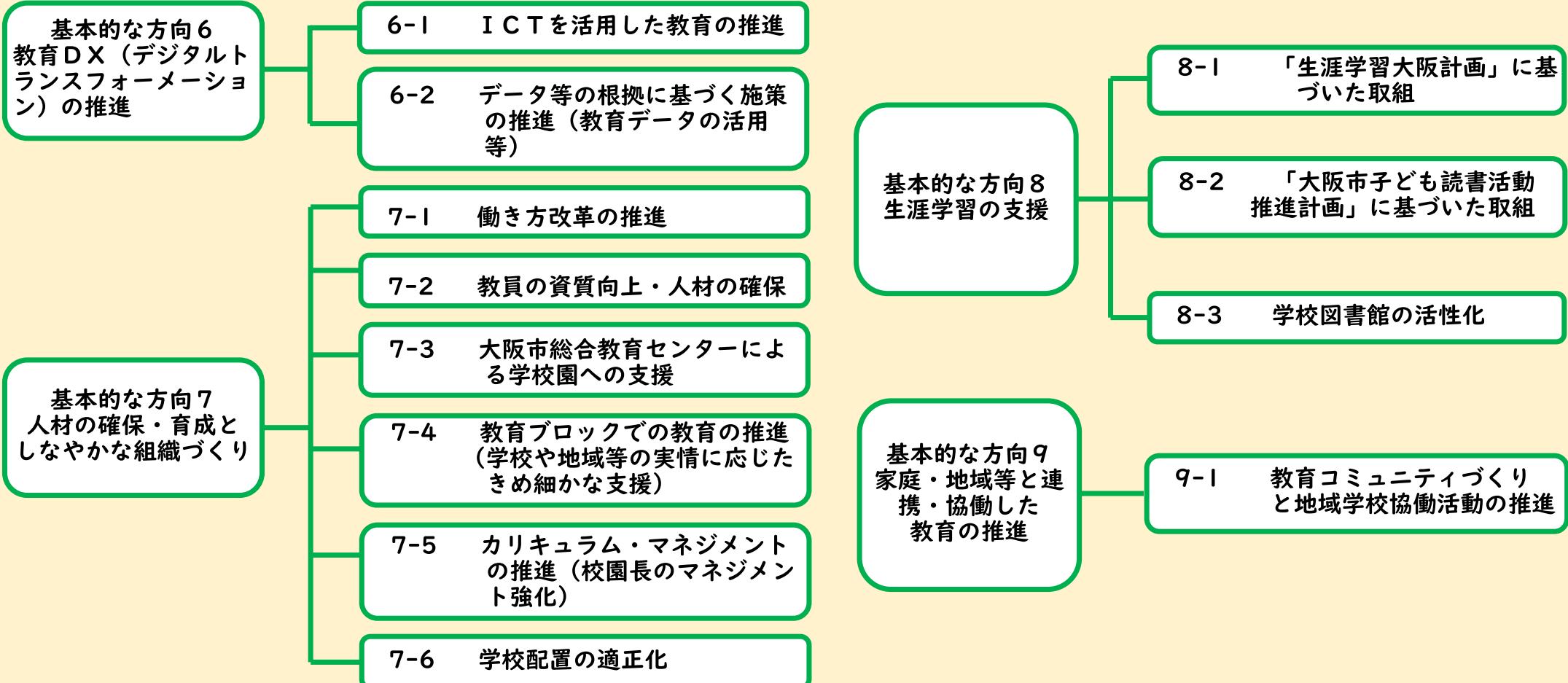
施策の体系

最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上



施策の体系

最重要目標3 学びを支える教育環境の充実



改訂（案）の概要

最重要目標1 安全・安心な教育の推進

最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上

最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

※ 主な施策 ◎ ⇒特に重点的に取り組むもの ○ ⇒重点的に取り組むもの

I 安全・安心な教育環境の実現

- ◎ いじめへの対応
- ◎ 不登校への対応
- 問題行動への対応
- 児童虐待等への対応
- 防災・減災教育の推進
- ◎ 安全教育の推進

目標	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合	
令和11(2029)年度	小学校：87%	中学校：87%

2 豊かな心の育成

- 道徳教育の推進
- キャリア教育の推進
- 人権を尊重する教育の推進
- インクルーシブ教育の推進
- 多文化共生教育の推進

目標	「自分には良いところがありますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合	
令和11(2029)年度	小学校：88%	中学校：88%

改訂（案）の概要

最重要目標1

安全・安心な教育の推進

最重要目標2

未来を切り拓く学力・体力の向上

最重要目標3

学びを支える教育環境の充実

3 幼児教育の推進と質の向上

- 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進

目標	「就学前教育カリキュラムを活用して教育・保育を実践することができましたか」に対して、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の教職員の割合
令和11(2029)年度	70%

4 誰一人取り残さない学力の向上

- 言語活動・理数教育の充実(思考力・判断力・表現力等の育成)
- 英語教育の強化

- 「主体的・対話的で深い学び」の推進(各学校の実態に応じた個別支援の充実)
- 全市共通テスト等の実施と分析・活用

目標	全国学力・学習状況調査における平均正答率の対全国比	大阪市小学校学力経年調査・中学校チャレンジテストにおけるボリュームゾーンにあたる層の変化率	全国学力・学習状況調査における学力に課題の見られる児童生徒の割合の全国との差
令和11(2029)年度	全国平均以上	小学校国：1.0% 小学校算：1.0% 中学校国：1.5% 中学校数：1.0%	全国水準

5 健やかな体の育成

- 体力・運動能力向上のための取組の推進

- 健康教育・食育の推進

目標	全国体力、運動能力・運動習慣等調査における体力合計点の対全国比
令和11(2029)年度	全国平均以上

改訂（案）の概要

最重要目標1

安全・安心な教育の推進

最重要目標2

未来を切り拓く学力・体力の向上

最重要目標3

学びを支える教育環境の充実

6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ◎ ICTを活用した教育の推進 ◎ データ等の根拠に基づく施策の推進(教育データの活用等)

目標	「学習者用端末を活用して、単に調べるだけでなく、課題を解決するために情報を収集・整理し、まとめ・表現する取組をしていますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合
令和11(2029)年度	小学校：80% 中学校：80%

7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

- ◎ 働き方改革の推進 ◎ 教員の資質向上・人材の確保 ○ 大阪市総合教育センターによる学校園への支援 ○ 教育ブロックでの教育の推進（学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援）○ カリキュラム・マネジメントの推進（校園長のマネジメント強化）○ 学校配置の適正化

目標	各校種における教員の1か月あたりの平均時間外勤務時間	教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合
令和11(2029)年度	幼稚園・小学校：20時間以下 中学校：30時間以下	令和8年度より全市で策定予定の大都市特定事業主行動計画の目標

8 生涯学習の支援

- 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組 ○ 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組 ○ 学校図書館の活性化

目標	「生涯学習センターの講座等をきっかけに、様々な学習や活動につなげたいと思うか。」に対して、肯定的に回答する参加者の割合
令和11(2029)年度	90%

9 家庭・地域等との連携・協働した教育の推進

- 教育コミュニティづくりと地域学校協働活動の推進

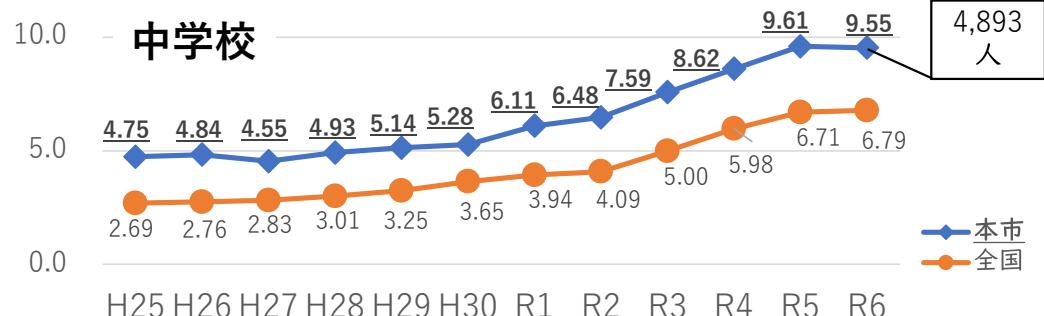
目標	「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか。」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合
令和11(2029)年度	小学校 95% 中学校 90%

不登校への対応（基本的な方向Ⅰ 安全・安心な教育環境の実現）

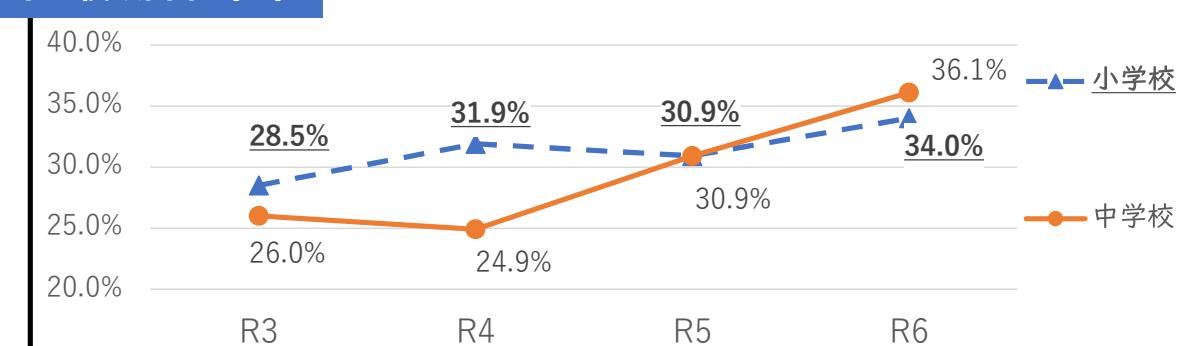
不登校児童生徒在籍比率 (%)



中学校



不登校改善率 (%)



※不登校児童生徒の改善率

前年度不登校であった児童生徒のうち、不登校の状態が解消された、または不登校状態であっても次の1～3に該当しているなど総合的な判断により、不登校の状態が改善されたとする人数を把握

- 1 出席日数の増
- 2 ICTの活用等による、本人・保護者と学校がつながる回数の増
- 3 養護教諭、スクールカウンセラー、教育支援センターなど学校内外の専門的な指導・相談につながるようになった。

R5.3.31 文部科学省「誰一人取り残されず学びの保障に向けた不登校対策について」(COCOLOプラン)

◆学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。不登校により学びにアクセスできない子どもたちを次のことにより、ゼロにすることを目指す。

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

不登校への対応（基本的な方向） 安全・安心な教育環境の実現

・不登校対応について〔大阪市の不登校支援事業計画〕

※全児童生徒数・不登校児童生徒数：令和6年度人数

一次【未然防止】

不登校が生じない魅力あるよりよい学校づくり
→全児童生徒（162,228人）

（学校の対応）

- ・いじめ、暴力行為を許さない学校づくり
- ・児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮
- ・保護者・地域等の連携・協働体制の構築
- ・将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

二次【早期発見・早期対応】

予兆への対応を含めた初期段階からの早期支援

（学校の対応）

- ・3日連続欠席した児童生徒への家庭訪問の徹底
- ・全教職員共通理解のもと、組織的・計画的な支援
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

◆校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置支援

- ・遅刻・早退及び欠席しがちな児童生徒、登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒
- ・令和6年度・令和7年度に小学校12校・中学校12校を対象にモデル設置
- ・今後、拡充の方向で検討

三次【個に応じた支援】

多様な教育機会の確保

→不登校児童生徒（7,187人）

（学校の対応）

- ・各校による学習者用端末による自宅学習
- ・家庭訪問
- ・別室による学習等の支援
- ・学校外における公的機関や民間機関等との連携

◆教育支援センターの運営

- ・学習意欲があるが登校できない児童生徒
- ・令和2年度に教育支援センター花園、令和3年度に教育支援センター桃谷・新大阪を開設

◆学びの多様化学校（心和中学校）の運営

- ・学びの多様化学校への登校意欲があり、在籍校での支援に加え、関係機関等の支援は受けているものの、在籍校への登校が困難な生徒
- ・令和6年度に開校

◆メタバースの活用の検討

- ・学校内外で支援を受けていない児童生徒

◆登校支援室「なごみ」の機能強化

- ・児童生徒・保護者、学校における総合的な相談窓口（今後、カウンセリング機能を拡充の方向で検討）
- ・令和6年度に開設
- ・保護者支援として「保護者サロン」の実施
- ・不登校に関する教員研修の実施
- ・心和中学校転入業務 等
- ◆学習動画コンテンツ配信事業【不登校支援】（学びの保障として、家庭等で学習動画を視聴できるようアカウントを付与）

不登校への対応（基本的な方向） 安全・安心な教育環境の実現

・【 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置支援事業】

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）とは

- ◆学級での学びが難しい児童生徒が、落ち着いた環境で自分のペースで学習や生活を行える場所を学校内に設置
- ◆令和6年度および令和7年度に小学校12校、中学校12校、あわせて24校にモデル設置
- ◆モデル校に1名の支援員の配置及び環境整備を支援

効果検証

◆不登校児童生徒在籍比率（大阪市独自調査より）

	令和5 年度	令和6 年度	比較
モデル校（小）	2.86%	2.57%	0.29%の減少
全小学校（モデル校を含まず）	1.93%	2.01%	0.08%の増加
モデル校（中）	10.53%	10.07%	0.46%の減少
全中学校（モデル校を含まず）	9.51%	9.43%	0.08%の減少

減少幅
0.37
ポイント増

減少幅
0.38
ポイント増

★不登校児童生徒の改善率（大阪市独自調査より）

	令和5 年度	令和6 年度	比較
モデル校（小）	19.9%	61.1%	41.2%の増加
全小学校（モデル校を含まず）	32.2%	35.7%	3.5%の増加
モデル校（中）	20.5%	56.1%	35.6%の増加
全中学校（モデル校を含まず）	32.2%	35.0%	2.8%の増加

37.7
ポイント増

32.8
ポイント増

◆モデル校へのアンケート（肯定的な回答の割合）

- ・教職員間の連携の強化 70 %
- ・児童生徒への支援の向上 100 %
- ・保護者との連携強化 62 %
- ・不登校への理解の促進 75 %
- ・教員の負担軽減 100 %

不登校への対応（基本的な方向） 安全・安心な教育環境の実現

【メタバースの活用の検討】

○メタバースとは

- ・メタバースは、仮想空間でユーザーがアバターを通じて交流したり学んだりできるデジタル空間

○メタバースにおける不登校支援について

- ・外出が困難で他者や社会とのつながりを得ることが難しい児童生徒への支援体制を整備するため、メタバースを活用し、仮想空間を通じて学びや社会的なつながりを持つことで、孤立感の解消や学習意欲の回復を図ることをめざす。

○メタバース空間上における支援内容

- ①学習支援の実施
- ②相談支援の実施
- ③交流活動（社会的自立にむけた支援）の実施



（文部科学省令和4年度次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業成果報告書より）

今後について

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）やメタバースを加えた多様な学びの環境を構築し、「誰一人取り残さない学びの保障」の実現をめざす

学力向上事業の再構築（基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上）

- 本市の全国学力・学習状況調査の結果は依然として全国平均には届いていない。また、シンクタンク統括室で分析すると区分IVの児童生徒より上の中間層（区分II・区分III）、いわゆるボリュームゾーンにあたる層の学力向上の変化率は、区分IVの変化率より小さいことがわかった。
- 一方で、2040年以降の社会を見据えると、社会で求められる力の育成とともに、自分の可能性を追求し自己決定を繰り返しながら生涯にわたり学び続けていく力が必要となる。
- このような状況を踏まえ、今後の更なる学力向上に向けては、誰一人取り残さない学力の向上を基本的な方向として掲げ、これまでの学力に課題の見られる児童生徒への支援に加え、それよりも上のボリュームゾーンにあたる層への支援も視野に、本市のすべての児童生徒が学ぶ楽しさや学ぶ意義・必要性を実感するとともに、自分の可能性を追求し、生涯にわたり様々なステージにおいて必要な知識・能力を自ら学び続けていく力を伸ばしていく必要がある。



以上の観点を踏まえ令和8年度の大阪市教育振興基本計画の改訂に合わせて、学力に大きな影響を与える「教員の授業力向上」と「児童生徒への個別支援の充実」を視点に学力向上施策の再構築を行う

令和7年7月29日 第1回総合教育会議資料より

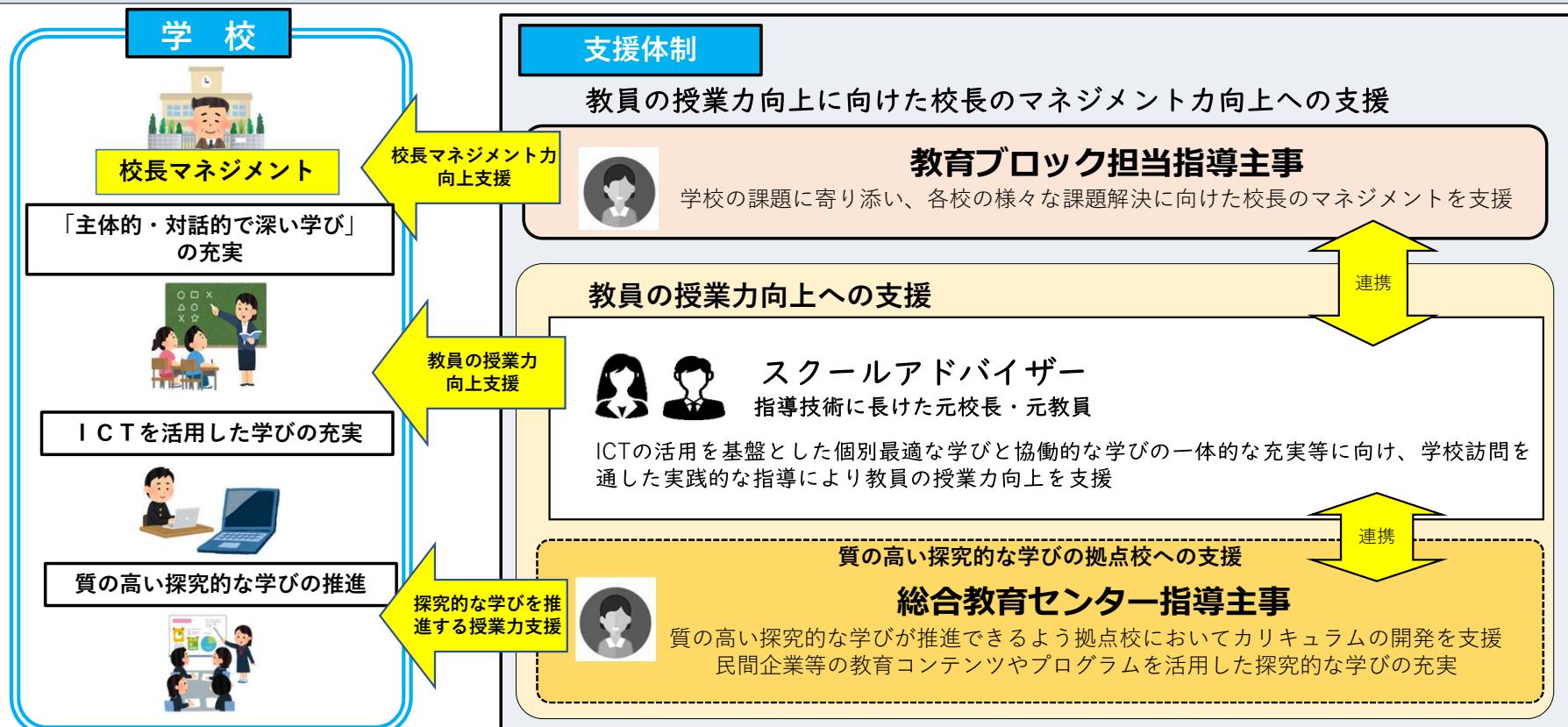
学力向上事業の再構築（基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上）

視点I 教員の授業力向上

4-2 「主体的・対話的で深い学び」の推進

【ティーチングエンパワーメント】

スクールアドバイザーが、全小中学校及び義務教育学校を訪問し、各学校の課題に応じて実践的な指導・支援を行う。また、教育ブロック担当指導主事による学校訪問を通して、学校の状況やニーズを細かく把握したうえで、教員の授業力向上に向けた校長のマネジメント力向上への支援を行う。さらに、「質の高い探究的な学び」を推進するための拠点校についても設置を検討する。



学力向上事業の再構築（基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上）

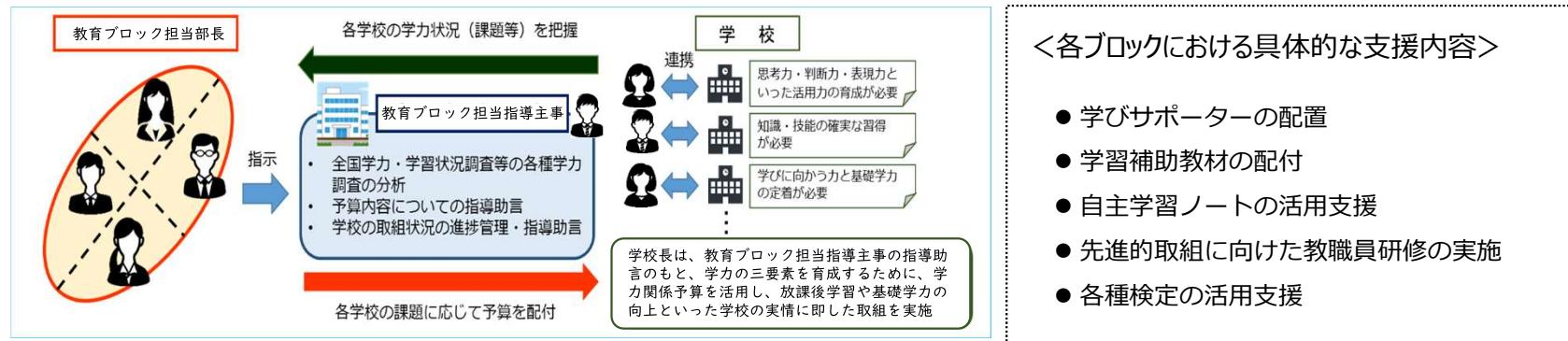
視点2 児童生徒への個別支援の充実

4-2 「主体的・対話的で深い学び」の推進（各学校の実態に応じた個別支援の充実）

【学力の伸び悩む児童生徒への支援（ブロック化による学校支援事業）】

これまでの取組

全小・中学校等を（413校）を4つのブロックに分け、各教育ブロック担当部長のマネジメントのもと、教育ブロック担当指導主事と学校の連携を密にし、各教育ブロック内の学校の実情や課題に応じたきめ細かな支援を行う。また、放課後学習等の支援や、授業中のきめ細かな支援を行う学びサポーターを配置する。



今後の取組の方向性

国・算（数）学びサポーターの配置

重点的に支援を要する学校（現在90校）において課題の見られる児童生徒の基礎学力を確実に定着させ、その後のつまずきを縮減し、自ら学ぶ力を育成するために、小学校2・3年生の国語・算数および中学校1年生の国語・数学において、学力に課題のみられる児童生徒に対して重点的に学習支援を行う国・算（数）学びサポーターを配置することで、個別最適な学びのさらなる充実を図る。

学力向上事業の再構築（基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上）

視点2 児童生徒への個別支援の充実

4-4 全市共通テスト等の実施と分析・活用

【大阪市非認知能力調査モデルの検討】

一般的に「非認知能力」とは、学力調査やテストの点数ではなく、測れない意欲や長期の計画を実行する力、人とうまく付き合う力等に関する幅広い力のことをさし、OECDでは「社会情緒的スキル」、国立教育政策研究所では「社会情緒的コンピテンス」と呼ばれている。

- ・近年ではICTの発達により、1人1台端末を活用して非認知能力を測定できるツールが開発されている。「非認知能力」の測定・分析にこれらICTのテクノロジーを活用することで、**教員の経験を問わずかつ負担も少なく**児童生徒の複合的・多面的な把握が可能となっている。
- ・「非認知能力」を客観的に測定することにより、**教員同士が共通のエビデンスに基づいた資料を共有でき、より複合的・多面的に児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援を行うことが可能**である。また測定ツールには、測定後児童生徒に対して、測定結果を時系列にまとめた個票が提供され、個票には測定結果に基づいた個別のアドバイス等が提供される。
- ・さらに「非認知能力」の高まりが「認知能力」の向上につながり、相乗的に学力が向上することが報告されている。

本市では、「非認知能力」を「学びの土台となる力」と捉え、「目標に向かいねばり強く取り組む力」、「いろいろな人たちと、互いに理解し合いともに協力する力」、「自分の気持ちを整理しコントロールする力」など児童生徒にとって望ましい「非認知能力」の適切な測定の方法、及び効果的な育成の在り方等について実践研究に取り組むことについて検討する。

測定の方法例

- ・学習者用端末を活用し、インターネットから質問紙調査（アンケート）に回答
- ・所要時間は5～10分程度
- ・学校以外（自宅や教育サテライト施設等）からの受検も可能
- ・結果は、即時または翌日までに反映（教員の作業負担なし）
- ・児童生徒は自身の内容、教員は、児童生徒の個々の内容や学級、学年等の結果も確認可能



試験実施校での受検の様子